

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成27年9月9日（月）午後1時30分～午後2時41分

場所 第2・3委員会室

出席議員 委員長 須藤智子 副委員長 木村冬樹 委員 大野慎治  
委員 鈴木麻住 委員 相原俊一 委員 堀 巖  
委員 宮川 隆 委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員 総務部長 奥村邦夫、建設部長 西垣正則、消防長 今枝幹夫  
秘書企画課長 長谷川 忍、同主幹 佐野 剛、同主査 加藤 淳、同主任  
小出健二、協働推進課長 小松 浩、同主幹 竹井鉄次、同主査 兼松英知、  
行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、都市整備課長 高橋 太、同主幹  
西村忠寿、同主幹 岩野寛宜、同主査 井手上豊彦、維持管理課主査 田中  
伸行、上下水道課長 松永久夫、同主幹 石黒光広

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己

#### 付議事件及び審議結果

議案第54号	岩倉市個人情報保護条例の一部改正について	賛成多数 可決
議案第55号	岩倉市職員の再任用に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第59号	岩倉市都市公園条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第72号	北島藤島線街路改良工事（上部工）の請負契約の変更について	全員賛成 可決

総務・産業建設常任委員会（平成27年9月9日）

◎委員長（須藤智子君） それでは、定刻になりました。

本日は、台風18号の影響で開催時間をちょっとおくらせましたことを、まづもっておわび申し上げます。

それでは、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、許可をいたします。

◎総務部長（奥村邦夫君） まず、先ほど委員長からの御報告がございましたように、本日の総務・産業建設常任委員会の開催に当たりまして、台風18号への職員の対応に絡み、御配慮いただきまして、時間を午後にずらしていただいたことにつきましては本当にありがとうございました。

少し台風の経過のほうを御報告させていただきますと、きょうの朝5時33分に暴風警報が出まして、その後、大雨洪水警報も出たということで災害対策本部を立ち上げさせていただきましたが、御存じのとおり、愛知県は今回もといえますか、三重県と静岡県はかなり大きな災害になっておりますけれども、幸い愛知県は余り大きな災害はなかったということで、12時32分に全ての警報が解除されたということで、当市のほうは、学校につきましては、午後からの授業は再開するという周知をさせていただいておりますし、保育園についても、11時半から子どもさんを受け入れするという周知のほうをさせていただいておりますので、通常の業務に戻るといってございますので、よろしく願いいたします。

本日は、条例の一部改正3件と、契約案件1件の4件の御審査をお願いしております。慎重な御審査をいただくようお願いしまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（須藤智子君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

議案第54号「岩倉市個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、省略をさせていただきます。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 本会議でもちょっとお尋ねしましたけれども、第12条の3の改正規定の中の本人の委任による代理人の拡大の改正です。これについては法定受託事務ということで、岩倉市もこのようにやらないと何か不都合が生じる強制的な改正なんではないでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今回の改正につきましては、番号利用法の第31条でもって、地方公共団体においても必要な措置を講じるというような規定があることによって改正するということですので、義務としてこの改正を行うということではございませんので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（須藤智子君） ほかによろしいですか。

◎副委員長（木村冬樹君） この条例の条文については、本会議でも幾つかお聞きさせていただきましたので、少し関連的な質問になろうかと思えますけど、マイナンバー制度についての準備状況も含めて少しお聞きしたいというふうに思いますが、まず1点目なんですけど、マイナンバー制度については、6月議会で多くの議員が一般質問で取り上げました。その中で、まだ疑問が残っている部分が残されているというふうに思っています。

それで1つは、市民への周知の問題ですけど、6月議会では、市民周知がされているものと考えてという答弁だったというふうに思いますが、本当にそういう状況なのかどうか。きのう、きょうぐらいのところで、消費税の増税の関係で、還付金をマイナンバーを使ってやるというようなことが報道される中で、多少市民の目にも触れているのかなあというふうに思いますが、ああいうやり方が本当にいいのかどうかというのはまだ別の問題ですけど、いわゆる市民が番号を管理していくというところについて、きちんと周知がされているというふうに見ていいのでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） マイナンバー制度につきましては、市の総合的な窓口では秘書企画課というふうにしておりますので、私のほうから少しお話をさせていただきます。

国のほうでは、CMが始まったり、ホームページを開設したり、コールセンターを設置したりといった、それから新聞の折り込み広告、そういった取り組みをされています。新しい制度ですので、幾ら広報しても十分だというふうには思っていないんですが、市のほうとしても5月15日号、8月15日号、9月1日号、それから9月15日号と立て続けに周知を図る広報記事を掲載しております。特に、今度9月15日号には、見開きで2ページを利用しましてわかりやすく解説する予定でございます。

かなりボリュームがある制度ですので、全てを説明し切るとするのは難し

いかと思いますが、今度ナンバーカードが通知される封筒にも、そういったリーフレットも同封されるということでもありますので、まだまだ私どもとしても周知には努めていきたいと思えますし、いろんな機会を捉えて、安全確保、番号は一生使っていただくんだよということも周知していくようにしていきたいというふうに考えております。

◎副委員長（木村冬樹君） わかりました。

10月に、通知カードが5日以降に届くということで、1月には個人番号カードということですが、日常的に使っているカードとは違って、非常に紛失や盗難の危険性が高いのではないかなというふうに思います。例えばクレジットカードだとか、あるいはマナカみたいなああいうカードなんかはやっぱり日常的に使うものですから、きちんと保管するということがあるというふうに思うんですけれども、そういう点で、このカードの紛失・盗難に対応することは非常に重要なことというふうに思いますけど、そういう点での広報というか、周知もなされていくというふうに見てよろしいのでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） きちっと記憶がございませんけど、紛失した場合にはすぐ連絡するという、番号が不正に利用されないようにという制度的な配慮がされていると考えております。9月15日号のところでは、まだカード配付前ですので、そういったところまでの広報はしていなかったと思えますけれども、またカードが10月以降配付されるときには、そういった周知も考えていきたいというふうに思います。

◎副委員長（木村冬樹君） さっき言ったように、日常的に使うカードじゃないものですから、紛失していて気がついたときには使われていたというようなことがないように、ぜひ周知をお願いしたいなというふうに思います。

もう1点、一般質問でもお聞きしましたが、事業所の管理対策というのは、これは岩倉市はいろいろ進めているというふうに思いますけど、中小零細企業なんかも含めて、本当に進んでいる状況にあるのかなあというふうに思うんですけど、そういう点というのはどうなのでしょう。新聞報道で見ると限りでは、まだまだ準備が進んでいない。大手はかなりやっているというふうに言いますが、中小零細はそれに対する財源もないものですから、苦労しているという話を聞きますけど、その点はいかがなものでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 国のほうでは、事業所向けのガイドラインを策定したりといったこと、それから民間企業におけるセミナーだとかも結構開かれているようなものを目にします。

岩倉市として、全ての企業さんに周知するというのはなかなか難しいんで

すけれども、国のパンフレットを少し手に入れまして、県のほうへ少し下さいとお願いして、商工会に900部ほど届けました。商工会のほうの会員さんに配付してもらうようお願いをしたりしています。また商工会のほうでは、役員研修会でもマイナンバーに関することを研修していただけるということにもなっておりますので、できることは取り組んでまいりたいというふうに思っております。

◎副委員長（木村冬樹君） わかりました。

なかなか進んでいないというのが実態じゃないかなあというふうに思いますし、番号の管理というのは、事業所ももちろん重要なしっかりした管理が必要だということで、いろいろ対策があるというふうに思いますけど、今回のマイナンバー制度は公的な機関だけではないというところが、非常に情報の漏えいだとか成り済ましだとかというところの不安が拭えないというものがあります。

それで、先ほど総合的な窓口は秘書企画課ということでおっしゃられたんですけど、この岩倉市役所の中でのマイナンバー制度に対応していくという体制というのは、どのような形になっているのでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） マイナンバーについては、推進本部ということで、副市長を本部長にします組織を全部長で構成したマイナンバー推進本部を設けました。その下部組織といいますか、実働部隊としてマイナンバーの推進部会を設けております。その部会のメンバーとしましては、私が責任者ということで、協働推進課長が副責任者、そのほかには行政課ですとか、あとは市民窓口、税、福祉関係、それから健康課、会計課、学校教育課、子育て支援課、そういったマイナンバーを主に使うところの担当で構成する推進部会を設けております。昨年5月、6月に発足させまして、これまで本部会議を3回、推進部会は6回ほど開催して適切な準備を進めております。

◎副委員長（木村冬樹君） わかりました。

体制はわかったんですけど、早速10月5日から通知カードが送られて、市民からの問い合わせだとか、いろいろ殺到するんじゃないかなというふうに予想するわけで、そういうふうに予想している方もおるということでいろいろ聞くわけですけど、その辺の体制をきちんととっていただきたいなあというふうに思いますし、特に窓口となる職員の方、パート職員の方なんかも含めまして、教育や研修というのは十分やられているのでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） カード通知後については、市民窓口課のほうで窓口になっていくと思うんですけども、そちらの体制はパート職員

さんをお願いしたり、また郵便局と連携を密にしながら、届かない人とか、そういった対応には努めてまいりたいと思います。

職員の当然情報管理義務ですとか守秘義務のところは、常々これからも研修を重ねているところですが、改めて課長会でも随時マイナンバーのお話はしておりますし、個人情報保護の研修も近くあります。そういったときには、マイナンバーもこれまでの情報と同じ扱いをするんだよというようなことは研修していきたいというふうに思います。

◎副委員長（木村冬樹君） 郵便局との連携ということがありましたけど、全国で1億3,000万人、7,000万世帯というのに一斉に10月5日以降配られるということで、郵便局としても非常に大変な状況になるのではないかなと思っています。そういうところでしっかり連携をとって、疑問や不安に対して適切に答えていただくようお願いしたいと思います。

それで最後ですけど、個人情報保護というところの観点から、実際のネットワークの問題に少しお聞きしたいというふうに思うんですけど、このいわゆる個人情報が入っている基幹系のネットワーク、それから外部とのやりとりをする情報系のネットワークという形で、これがきちんと分離されているということが前提だというふうに思っているんですけど、その辺については、きちんと確実に行われているという解釈でよろしいでしょうか。

◎協働推進課長（小松 浩君） 現状、今、岩倉市のネットワークにおきましては、今、木村委員が言われたように、統合されたネットワークで行っております。統合されたということではありますが、ネットワークは分離されているというふうに認識しております。

ただ、皆様も御存じのように、年金機構の問題がございまして、あれ以降、国のほうもネットワークの形態について少し強化をというような通知もございまして、岩倉市のほうでは、10月5日までに、現在統合されたネットワークにおきましては、インターネットのネットワークだけ切り離す形でネットワークの構築を変更させていただく予定でおります。これによりまして、端末におきましては、現行、今1台の端末で全てのネットワークにアクセスできるようになっておりますが、インターネットだけは個別で、専用の端末でインターネットにつないでいくというような形での切り分けを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

◎副委員長（木村冬樹君） 年金機構の問題というのは、個人情報をいわゆるインターネットにつながるような情報系のネットワークの中にデータを移動させて、そこでいろいろ作業していたということで、それが問題になったということなんですけど、そういうふうには岩倉市はもちろんやらないとい

うふうに思っていますけど、例えばもっと物理的な遮断といいますか、やっぱり不正なことが起こるということは、悪意のある人物がいたりということだというふうに思うんですけど、そういう人物はもちろん岩倉市にはいないと思いますけど、万が一のことを考えて、例えば情報を外部に持ち出そうとすると、そういう正常でないような振る舞いをした場合については、何らかの形で遮断する、通信を遮断するだとか、あるいはアラームを発するだとか、そういう物理的な対策というのは何かとられるんでしょうか。

◎協働推進課長（小松 浩君） 物理的な対策でございますが、もともとマイナンバー制度導入前から、現行もそうなんですけれども、私どものセキュリティーにおきましては、USBメモリとかCD-ROMなどにつきましては、登録されたものしか接続できないようになっております。ですので、第三者もしくは職員が個人的なものを持ってきたとしても、つないだとしても、一切持ち出したりというような行為ができないようになっております。また、そういったことをやりますと、当然ログとして記録されて、いつ誰がどういった機械を差したかということもわかるように記録を残しておりますので、マイナンバー制度が始まったということではなくて、現行もそういった物理的な対策をさせていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 市民周知のことともちょっと絡むんですけれども、ちょっと調べていたときに、よそではパブコメをやっているところもあるんですが、岩倉市はこの条例改正についてパブコメはしていますか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） この条例に関しては、パブリックコメントは行っておりませんので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 岩倉市は市民参加条例を今検討中ということで、市民参加について積極的な姿勢を示していると思うんですけども、こういった個人情報条例って結構重要な条例だということでやっているところはやっていると思うんですね。そこら辺の線引きはどのように考えますか。

◎協働推進課（小松 浩君） 今言われましたとおり、市民参加条例、今現在作業を進めさせていただいておりますので、協働推進のほうから少しお答えさせていただこうと思います。

今、堀委員が言われましたように、市民参加条例ができると、今後パブリックコメントも市民参加の手続の一つとして、その中に今検討がされておりますので、今後こういった重要な条例については必要ではあるなあということは感じております。ただ、まだ市民参加条例自体が、今、制定に向けて作業を進めている段階ではありますので、今後の課題として整理していきたい

というふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの質問に戻りますけれども、代理人のところで、本会議にもお尋ねして、怪しいときは後で電話するようなこともすると。といっても、やはり今の印鑑主義というか、印鑑が押してあると本人の意思は確認できたとみなして、経験上、行政書士さんだとか、そういう方が持ってくるのが住民票をとるときに多かったわけですが、それでも本当に本人の意思で書かれたのかどうなのかという確認は非常に難しいわけで、それでも事が進んでいくという実態はあると思います。

そういう中で、ここの今後、その厳格性をやはり確かにするためには、印鑑が押してあるとかいうだけではだめで、何らかの手続が必要だというふうに考えるわけです。そういった中で、本会議の中の答弁では、なかなかこのまま行っちゃうのかなあというふうに思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 確かに堀委員がおっしゃるように、やはり行政というのは書面主義でございますので、書面が整っていると、なかなかこれが偽造じゃないかとか、そういったことを疑うというのは難しいところにあります。ただ、明らかに疑わしい場合は、本会議でも答弁がありましたように確認をします。電話で確認するというところまでやるということですが、日常的には、やはり例えば委任状があるのはもちろんですが、その委任を受けた方の身分の確認ということで顔写真つきのを求める、あるいは顔写真つきのものであれば2種類以上求めると。今、住民票の発行なんかでやっているような確認をしていくというのを、そういう運用基準をしっかりと定めて対応していこうかなあということを考えております。

◎委員長（須藤智子君） よろしいですか。ほかに質疑は。

◎委員（関戸郁文君） 先ほどの木村委員の説明のところで、ネットワークの件なんですけれども、インターネットと分けるという御説明だったんですが、これは専用回線を引くという解釈でよろしいですか。

◎協働推進課長（小松 浩君） 専用回線ではなくて、今この庁内にあるネットワークを……。

◎委員（関戸郁文君） 外とのやりとりの話。

◎協働推進課長（小松 浩君） 外とのやりとりは、インターネットは通常のインターネット回線、専用ではありません。専用回線といえば、LGWANは専用回線を引かせていただいておりますけれども、インターネットの回線というのは専用ではなく、ごく一般のインターネットの回線というふうになっております。



◎委員（関戸郁文君） マイナンバー用の専用回線ではなくて、インターネット回線が2つ入るということですか。

◎協働推進課長（小松 浩君） まず、マイナンバー用のインターネット回線というのはございません。本市におきまして、インターネット回線というのは、マンションにあるような、ごく一般の御家庭でもあるようなインターネットの回線が引いてございます。それを經由して、それぞれの所属がインターネットに接続しているという形になっております。

◎委員（関戸郁文君） では、先ほどの説明で分けると言われていたのは、どこを分けるということ。

◎協働推進課長（小松 浩君） 分けるのは庁内の中のネットワークを、庁内の今の中のネットワークですけれども、この庁内のネットワークには今3つのネットワークが実は存在しております、1つが基幹系と言われる住民情報を取り扱うネットワーク、それから情報系ネットワークという、いわゆる行政内部の事務処理を行うためのネットワーク、それから地域情報系という、いわゆるインターネット、外に出るためのネットワークの3つがございいます。

今、現行これを統合して1つのネットワークで運用しておりますけれども、今回このマイナンバー制度の開始に伴いまして、インターネットのネットワークだけ別のセグメントを分けて、端末も分けて運用をしていくということでございます。

◎委員（関戸郁文君） 十分理解しました。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（相原俊一君） 1点だけ。10月5日から通知書ですか。この通知書というのは世帯主に送られるわけですよ。DVとか、そういう特殊な事情の方は、そこには含まれないはずなんですけれども、岩倉市としては、現住所じゃないところに送るといのは何件ぐらいあるのか、おわかりになっていきますか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 今、件数は把握していません。把握しちやあいかんのかもわかりませんが、ちょっと市民窓口課の職員がおったとしても、それはちょっとここでの発言は控えるのかもわかりません。

ただ8月、先ほども言いました8月15日号、9月1日号広報で住所地に送ってはいけない人は申し出てくださいというようなことをしていますし、市役所内でも、一定つかんでいる住所地と違うところにいらっしゃる方の情報は、市民窓口課が集めるようにしています。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（須藤智子君） それでは、これで質疑を終結いたします。  
次に討論に入ります。

討論は。

◎副委員長（木村冬樹君） 議案第54号「岩倉市個人情報保護条例の一部改正について」、反対討論を行います。

地方自治体は、住民基本台帳、地方税、国民健康保険など、住民の重要な個人情報を多数保有しています。マイナンバー制度は、これらの個人情報に番号を付番するとともに、情報連携ネットワークを使って、これらの特定個人情報をやりとりすることができるようにするものであります。

しかしながら、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であります。意図的に情報を盗み得る人間がおり、過去にも情報漏えいの事件が繰り返されてきました。一度漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつきません。情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなります。今回のマイナンバー制度の導入で、このようなリスクが高まるものと考えています。

市民の周知につきましても、市は周知されているものと考えているようですが、新聞報道や周りの市民の状況を見ますと、番号の管理の重要性が周知されているとは考えられません。事業所の管理対策についても、研修や啓発は行われているものの、さまざまな調査結果を見ると、中小零細企業などでは進んでいるとは考えられません。

このような状況のもとで、マイナンバー制度を運用していくことは、個人情報保護の観点から危険が大き過ぎるというふうに考えます。中止を求めるところですが、少なくとも運用を延期すべきではないかと考えます。

したがいまして、マイナンバー制度を運用するための今回の個人情報保護条例の一部改正については、反対をいたします。

◎委員長（須藤智子君） 賛成討論。

◎委員（相原俊一君） 議案第54号「岩倉市個人情報保護条例の一部改正について」、賛成の立場で討論を行わせていただきます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、同法第31条により、特定個人情報の適正な取り扱いの確保と、市が保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずることが、地方公共団体に求められているから所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容は、個人番号が記録された個人情報については、その利

用及び提供に関して、これまで以上に厳格な取り扱いをすること、そして本人による開示、訂正、利用停止請求の手續に任意代理を認めるというものです。個人番号が記録された個人情報、番号によるデータの突き合わせを容易に行うことができ、法で定められている利用範囲を超えて不当に利用された場合は、個人の権利・利益が侵害されるおそれがあることから、利用・提供等について、これまでの個人情報と区別して、より慎重な取り扱いをすることが求められています。

また、開示等の請求・委任代理を求めることについては、インターネットが利用できず、かつ書面での請求が困難な方でも、行政機関等による不正な情報提供等が行われていないかを知るために、開示請求等の権利を容易に行使できるようにするための措置であり、市民の利便性の向上に資するものと考えます。成り済ましなど、制度が悪用されるおそれがあるとの意見もありましたが、本人の意思確認を慎重に行っていくとの答弁もありました。

法の施行日である10月5日以降、マイナンバーの付与、本人の通知などの事務が始まることは法律で定められています。よって、これに対応するために、マイナンバーが記録された個人情報に関して、今までの個人情報保護制度以上の保護措置を図るための条例改正は必要不可欠なのであります。

マイナンバー制度については、市民の皆様の理解がまだ少し進んでいない部分もあり、また不安に思っている市民の方もいるかと思えます。当局には、制度の周知を丁寧に行い、マイナンバーの管理を慎重に行うお願いをし、議案第54号「岩倉市個人情報保護条例の一部改正について」、賛成といたします。

◎委員長（須藤智子君） ほかに討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（須藤智子君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第54号「岩倉市個人情報保護条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第54号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第55号「岩倉市職員の再任用に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君）　じゃあ、省略させていただきます。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。よろしいですか。

◎副委員長（木村冬樹君）　この条例の一部改正については、改正理由にあるとおり、特定警察職員等の定義を定める法律が変わるということで、その内容で条例の条文の中身の規定する法律を変えるということなものですから、特に何も具体的な変化はないというふうに思いますが、そういう解釈でいいかどうかだけお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君）　今、木村委員がおっしゃられたとおりでございまして、共済年金が厚生年金に統合されることによって、それを運用する条文が変更するというものでございますので、大きな改正ではないということでございます。

◎委員長（須藤智子君）　ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君）　以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君）　討論はないようですので、それでは議案第55号「岩倉市職員の再任用に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君）　挙手全員であります。

採決の結果、議案第55号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第59号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君）　じゃあ、省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎委員（鈴木麻住君）　都市公園の条例について、ちょっとお聞きしたいんですけれども、都市公園として成り立つための広さとか、あるいは必要な設備、例えばトイレとか、そういった規定はあるのでしょうか。あるいは、指

針か何かで決まっている部分があれば教えてください。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 岩倉市の公園条例におきまして、街区公園は2,500平米以上ですとか基準は決まっております。その中で、じゃあ施設はどういうものが必要かというところまでは決まっておりません。トイレが必要だとか、そういう細かいところまでは決まっておりません。

今回のござんじ公園につきましては、一番小さな街区公園という基準には達していないんですけれども、こちらの公園は県の用地を占用させていただいております。22年度のときに、そのときは多目的に利用できる場所としてお借りはしておったんですけれども、借りておるだけの状態になっておまして、利用されておりませんでした。ただ、あのまま何もしない状態よりは、公園として整備して管理していくことが市民の皆さんのためになるのではないかということで、都市公園として設置しよう。

あとほかに、岩倉市の中で小さな公園が2つございまして、そちらのほうも都市公園として位置づけております。県のほうにも確認いたしまして、おおむね1,000平米以上あれば、都市公園として管理している自治体もあるというところございまして、また県の土地を借りてやっているというところもございまして、新たに土地を確保して公園を整備する場合には、条例にのっとった標準規模を確保して、都市公園として位置づけるようにしていこうというふうにしております。以上です。

◎委員（鈴木麻住君） 現状で、ござんじ公園の面積、1,000平米以上あればいいということなんですけど、柱脚部分を除いた面積ってわかるでしょうか。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 約1,170平米です。

◎委員（鈴木麻住君） わかりました。1,000平米以上あるということですね。

それで、以前に全員協議会のときにお聞きした主要な目的は、当初駐車場、石仏グラウンドの駐車場が足りないということで、駐車場の整備として20台程度考えているとお聞きしたと思うんですけれども、その後、石仏グラウンドの公園整備という形で、何か計画が今あるということをお聞きしまして、そこで駐車場がたしか50台ぐらいの駐車場整備を予定しているというふうにお聞きしました。その場合、あそこを駐車場として利用する必要があるのかどうか、お聞かせください。

◎都市整備課主査（井手上豊彦君） こちらのまず公園の目的といたしましては、駐車場を確保するために公園を整備するというわけではなくて、やはり身近に遊ぶことのできる遊び場として整備をして、そこで駐車場としても

利用することもできるということで整備する目的でございます。

あと、お問い合わせにありました石仏のスポーツ広場を少し大きくして、新たに公園を設けて、50台の駐車場を設ける計画にはなっておるんですけども、そちらの公園の整備、完成までもまだ数年間はかかる計画になっておりますので、その間の臨時駐車場として使いたいということで、今整備をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（須藤智子君） よろしいですか。

◎委員（大野慎治君） 全員協議会のときに、工事の内容について図面を用いて説明をいただいたんですが、そのときに、黒川議員が地元に対してちゃんとした説明を行ってから、地元の意見も反映できるように地元説明を行ってほしいという御意見があったんですが、地元説明会は開催したんでしょうか。

◎都市整備課長（高橋 太君） 説明会はさせていただいておりません。その後、堀委員と関戸委員さんもちよっとお骨折りいただきまして、地元の区長様のほうにパイプ役をしていただいた経緯があつて、私どもも区長さんのほうには公園のプランを提示して、説明はしていただいた中で、その委員さんにもちよっとお骨折りいただいたということがございまして、説明会のほうはしていないんですが、地元の区長さんのほうには、公園の整備内容については御報告させていただきました。

その中で若干、本会議でもありましたように、24時間開放することへの心配の声だとか、そういったものをいただいております、そのことについては、原則24時間で開放する中、いろんなそういう例えば夜の騒音の対策だとか、不法投棄の心配だとか、ホームレスだとか、暴走族だとか、そういう対策はどうするんだという御質問につきましては、供用開始後、そういった状況を見ながら、管理者である私どものほうで責任を持って対応させていただくという説明で、一定御理解をいただいているというふうに認識してございます。

◎委員（大野慎治君） 少し僕は、議員の方に骨を折ってもらったことと地元説明会を開くことはちよっと別問題で、先日も、ちよっと課が違いますが、下水道課の方も推進工事に伴う地元説明会を開催して、さまざまな意見を承るといった場を設けると。そういったものが、市民との市民参加・市民協働じゃないのかなあと僕は本当に思うんですけど、全員協議会の場で提案を受けたときは検討するというお話だったと思うんですが、僕が言ったわけじゃないんですが、黒川議員がおっしゃいましたが、あの場では議員がさまざまな意見を言った中で、やっぱり本来は皆様の意見を、市民皆様、地元中野町の

皆様であり、鈴井町の皆様の御意見は賜るべきでないのかと考えますが、見解はいかがでしょうか。

◎都市整備課長（高橋 太君） 済みません、全協のときに検討させていただくというお話はさせていただいたとは思いますが、そんな中で、一方で、その公園が先ほど田中が申し上げたように、利用されずに放置されたようなものを多目的に有効に使うというところからスタートしているということもございまして、一定、全協で御報告したときに、そういう目的なので、地元の意見を全面的に聞いて整備を図っておりますというスタンスではおりませんという説明もさせていただいたところなのですが、そういう状況の中で、地元説明というのも念頭に置いて、今回区長さんのほうに御報告をさせていただいて、そういう対応で進めさせていただいたと。そういう御理解をいただきたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

◎委員（大野慎治君） 鈴井町の区長さん、じゃあ中野町の区長さんはいいのとかね、隣接の。そういったところの部分もあるんですよ。

僕は、地元説明会というのは、告知して参加者が少ない場合もあるかもしれないけれども、開催することに意義があると思っていて、この間の下水道課の説明会においても、しっかりとさまざまな意見を、しっかりと行政側が答えるということで、皆さんが納得していただけると。その納得していただけた中で、もう一度、来年説明会を開きますといった中で皆さんが御了解をいただけて、相互理解が得られるような形を持つ場が必要であると僕は一番思っているんですけど、僕は鈴井町の区長さんだけじゃなくて、中野町の区長さんはいいのとか、こういった部分で意見を賜っているのか。

[発言する者あり]

◎委員（大野慎治君） いやいや、ちょっと形が違うと思うんですね。行政主体でやっていかなきゃいけないのと、議員の皆さんが骨を折ったのとは違うと。それは違う形だと。それはちょっと全員協議会での意見を反映しないというのはいかなものかなと。そのときには検討すると述べたんだから。

◎建設部長（西垣正則君） まず御了解いただきたいのは、市があそこを整備するに至ったところでいろいろ御意見をいただいて、例えば住民の意見を聞いて、どういう公園にしたらいいかということを含めて最初スタートの話だったと思うのですが、あの時点、全協で市のほうの概要というのを一応決めて、その後、また地元説明というお話だったと思います。

私は直接区長とお話ししていませんけれども、例えば鈴井の区長さん、中野の区長さん、石仏の区長さん、3人には声をかけたというふうに担当のほうから聞いていますし、中野の区長さんは、その中で地元説明もやってくだ

さいという、もしお声があれば、それは当然やっていますし、そういうお声がないような状況で今まで進んできたということです。

もう1つは、鈴井のほうはいろいろ御意見を、24時間開いたときにいろんなことが懸念されるので、そういうところはどうなっていますかという御相談もあったもんですから、そののこのところについては、今の新しいござんじ公園だけではなくて、ほかの市内の公園、全部至るところで同じような状況があるわけで、24時間開放していますのでね。その都度、いろんな問題が出てきたときには、岩倉市のほうが主導になってきちっと対応させていただいておりますので、この公園についても、きちっと対応させていただきますという御了解を得て、今、工事のほうを発注したということでございます。

◎委員（堀 巖君） 私は、大野委員の意見に賛成・同調する立場でございます。

もともと、何回も言うように申しわけないんですけども、計画をつくるときに、まず地元説明会をして、あらゆる利用者であるとか、意見を聞いて設計するのが本来だったというふうに前も主張したとおりです。後手になって、そういった地元の区長さんのところに話を若干聞きに行ったということなんですけれども、ちょっと部長に正式にお答えいただきたいと思えます。

やっぱり、さっきの市民参加条例をつくる、こんなのつくったって意味ないですよ、こんな姿勢だったら。公園であるとか地元の人たちが使うような施設については、今、条例をつくっていますけど、やはり魂を入れなきゃだめなわけで、そういうことについて市民参加、住民の声を聞くということはどういうふうに捉えてみえますか。

◎建設部長（西垣正則君） 公園をつくるときに意見を聞くと、例えば子ども会の意見、それから小学校PTAの意見、地元の人々の意見、例えば老人クラブの意見、いろいろ聞く中になると、今までやった1億円の公園がたくさんありますけれども、ああいうような形で、誰しもう意見を取り入れてつくと、ああいう公園になってしまうので、今回の場合は、今まで空き地になっていたところを、市長の提案なんですけど、インラインスケートみたいなものもやるところもないし、一部舗装をして、そういうところもあってもいいんじゃないかということが発端なもんですから、ある程度市が主導で今回の公園はつくったということです。

いろいろ御意見があって、どういうものを実際に、パブリックコメントとか地元説明会をやって市民の声を聞くというやり方については、いろんな事業があって、その都度これから考えて、これはきちっと市民を入れた委員会みたいな組織を立ち上げてつくっていく事業なのかとか、ある程度市が主



導で案をつくって、住民の方に理解いただく施設なのかというところは、線引きがなかなか難しいんですけれども、そういうところは常々考えてやっていくつもりです。

◎委員長（須藤智子君） 休憩します、ここで。

10分の休憩を入れますので、2時35分から再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎委員（堀 巖君） 先ほども、この公園について、事前に地元の意見を聞かなかったというところの明確な理由は何でしょうか。さっきのいろんな意見があって、この公園づくりの最終の地点、期間が決まっていて、いついつまでにつくらなきゃいけないので、そういったいろんな事前手続、市民参加の手続を踏んでいると間に合わないから、いろんな意見が出て前へ進まないということは窓口で言われたと思うんですけれども、そこら辺をもう少し明確にきちんと御説明いただきたいと思います。

◎建設部長（西垣正則君） あそこの公園は、今まで空き地になっていて、市民の方にやっぱり有効に使っていただいたほうがいいということで、市が主導で計画した公園です。

それから、市民の意見を聞いて公園をつくるということについては、例えば先ほどの答弁の繰り返しになるかも知れませんが、子ども会であったり、老人クラブであったり、PTAであったり、いろんなところの意見を聞くということになると思います。ですが、今回はそういう理由で、市が主導した公園で、そういう場を設けることについてはなかなか結果がついていけないので、地元の区長のほうにお話をさせていただいた、そういうことでございます。

◎委員（堀 巖君） 今の説明になっていますか。市が主導した公園だから、事前の市民参加の手続を踏まないという話は全くもっておかしいと思います。だって、議会に対してもそうでしょう。全員協議会の際の説明はこうでしたよ。公園づくりましたと、市で主導して。議会で意見ありますかと、意見もらっても余り大幅に変更はもうできませんという説明でした。地元の意見を聞いて、鈴井の区長さん、副区長さんだったかな、ローラースケートやスケードボードで突っ込むとやっぱり危ないって僕と同じような意見を言われていました。多分それは伝わっていると思いますけど、そういったことの変更って、じゃあ聞いているんですか。お尋ねいたします。

◎建設部長（西垣正則君） ローラースケート系の遊び場として、今の設備では危険だという意見があったということは聞いています。ただ、やっぱり

競技をやる公園ではありませんので、一定アスファルトを細かいのにして、競技用にスピードを出してやるようなところではないので、やっぱり遊ぶ人が気をつけてやっていただくところでは、現在の計画で問題がないというふうに思っております。

それから例を挙げますと、例えば子どもの遊具にしかり、例えば落ちたら危ないじゃないかということで、下がもっとやわらかいものにしなきゃいけないだとか、鉄棒だって少し間違えれば頭を打って大けがになるようなこともありますよね。それと一緒に、やっぱり遊ぶ人が一定ここは危ない、これ以上スピードを出したら危ないんだとかいう判断はしていただいて、遊んでいただくような形のものがいいかなあというふうに思っております。

◎委員長（須藤智子君） 以上で質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第59号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第59号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号「北島藤島線街路改良工事（上部工）の請負契約の変更について」を議題といたします。

説明はどういたしましょうか、当局の説明。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） 省略いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（木村冬樹君） 今回の変更につきましては、鉄道交差部のいわゆる剝離防止対策ということで説明があったというふうに思いますが、この剝離防止対策というのは、何か法律に基づいてやらなければならないというものなのか、それとも鉄道事業者との話し合いの中で、こういうような形になったのか。その点について、ちょっとお聞かせいただきたいと。

◎都市整備課主査（井手上豊彦君） こちらにつきましては、橋梁全般にかかわる基準等を幅広く収録した愛知県の橋梁の設計手引というものが27年4月に改訂となりました。その改訂の大きな柱といたしましては、限られた予

算の中で効率的かつ効果的に維持管理を実施するため、新設時はもとより修繕・補修などを実施する際には、予防の観点から、損傷原因を事前に除去する長寿命化対策を同時に実施することを検討しなさいということが盛り込まれました。そのため、我々はこの設計の手引の改訂に合わせて、長寿命化対策といたしまして、今回のコンクリート片の剝離防止対策を追加したということでございますので、よろしくお願いいたします。

◎副委員長（木村冬樹君） よくわかりました。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。  
〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） これで質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、採決に入ります。

議案第72号「北島藤島線街路改良工事（上部工）の請負契約の変更について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第72号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。